令和4年 第11回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年11月25日 午後2時00分から午後3時16分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内					訳			
議席	氏	名	出欠	備考	議席	氏 名	出欠	備考
1	中里	和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	髙橋	光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川	英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川	猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井	雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠	員	_					

6. 最適化推進委員出席者 8名

			内				訳				
議席	氏	名	出欠	備	考	議席	氏	名	出欠	備	考
12	栗原	一雄	出			16	根本	武男	出		
13	武藤	恭久	出			17	栗原	昇	出		
14	澤田	一成	出			18	野口	郁夫	出		
15	浅海	五月	出			19	鹿ノ戸	健次	出		

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	大澤 淳一	主 任	藤野 泰弘
課長補佐	田隯 佳秀		

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第11回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 真由美 委員 中里 和子

11. 議決事項及び議事の要領

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明 してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の中戸です。地目は畑で地積は231㎡の一部で17㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、譲受人の住宅用排水管の敷設のためで、契約の内容は区分地上権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

区分地上権設定の許可基準は、「権利の設定等に係る農地等及び周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定等に係る農地等をその権利の設定等の目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。」とされております。

この許可基準に照らし合わせると権利の設定に係る農地等及び周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれはありません。また、権利の設定等に係る農地等をその権利の設定等の目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者もおりません。

以上のことから、区分地上権設定の許可基準に該当するものと考えます。

2番案件の所在地は小沼の西谷です。地目は畑で地積は400㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は贈与による所有権移転です。 現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営 農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員 2番 三芳野地区 高橋委員 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

- 委員 1番案件の譲受人が現在の場所の隣接地に新たに住宅を建てるにあたり、排水管を譲渡人の畑の地中に埋設するものです。埋設される畑については、今までどおり耕作するとのことです。小委員会では、やむを得ないということで、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 2番案件の譲渡人は、県外在住です。この畑については、以前から譲受人に譲渡すこととなっていたようで、ここで申請に至ったということです。ご審議をよろしくお願いします。
- 議長説明が終わりました。質疑等はありますか。
- 議 長 それでは採決を行います。

議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したい と思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第45号については許可と決定します。

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明 してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は上吉田の北ノ脇です。地目は畑で地積は250㎡です。 申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場の敷地拡張です。 現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外の既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当しています。

また、現況のまま駐車場として利用することから工事は、行わないとのことです。申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

- 委員 申請地の北側には、高麗川があり、過去の大水のとき、写真にあるフェンスを 水が越えたそうです。申請人の両親が耕作していましたが、大水で被害を受け、 それ以降、耕作しておらず、畑としては、活用できないとのことです。現在、車 を置いている庭が車重により地盤沈下しているとのことで、転用が必要であると 考えます。審議をよろしくお願いします。
- 議 長 ご質疑等はございますか。
- 議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第46号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定 したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第46号については許可相当と決定します。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明 してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の前窪です。地目は畑で地積は245㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は石井の宿山、ほか6筆です。地目は田で地積は合計で33 4.29㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は片柳の銭子町です。地目は田で地積は129㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契 約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は新堀の金井、ほか5筆です。地目は畑で地積は合計で45 2.92㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契 約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は新堀の金井、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で353㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は新堀の金井、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で30 8.95㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、北側の市道に給水管及び下水管が埋設され、接続が容易であること、半径500m以内に小学校及び医療機関があることから、第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の 農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は353 m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は301㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契 約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。 以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

- 議 長 担当地区より説明をお願いします。
 - 1番 三芳野地区 中里委員 2番 勝呂地区 野口委員 3番 坂戸地区 松永委員 4番から8番 入西地区 齊藤委員 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)
- 委員 1番案件の譲渡人は、相続でこの土地を取得しましたが、他の仕事をしている ので、なかなか耕作や畑の管理ができないということや周辺も住宅が建っている ことから、手放すこととしたそうです。小委員会では、転用はやむを得ないとい うことでありますので、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 2番案件の譲渡人は、北坂戸で飲食店を経営しています。水田を4ha以上所有していますが、耕作は、一人で行っています。この土地の北側に川が流れています。この土地は低く、雨が多く降ると北側と南側から水が入って、たまってしまい、農地としての利用が難しい状況です。譲渡人の自宅からも遠く、耕作していません。こうしたことから、農地として耕作していくことは、難しい状況です。周辺も住宅となっていますので、近隣の農地への影響は考えにくい状況です。ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 3番案件は、以前審議され、許可の直前までいった案件ですが、土盛りの擁壁が強固なものが必要で、費用が高額であることから申請が取り下げられました。 今回は、土盛りの高さを低くしております。この案件は、譲渡人の子が両親の面倒を見るために両親の家の隣接地に住宅を計画したとのことです。ご審議をよるしくお願いします。
- 委員 4番案件から6番案件は、同一箇所ですので、一括して説明します。4番案件の譲渡人は、4人の方がかかわっています。うち、一人の方は成年後見人を置いていて、施設に入所中です。もう一人は、この方の子の妻です。また、妻に子が二人おりますが、遠方に住んでおり、就農の意思はありません。

5番案件及び6番案件の譲渡人二人のうち一人は、一人暮らしをしていて高齢で、自宅前の畑で少しの野菜作りをしています。子は、保育園を経営しています。もう一人は、高齢です。子は、建築関係の仕事をしていて就農の意思はないと聞いています。

この場所は、団地にも隣接しており、小委員会では、転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしくお願いします。

7番案件及び8番案件は、譲渡人が2年前に相続でこの農地を所有することとなりましたが、作付けはしていません。自宅の前の畑で野菜を少し作っていますが、他の農地は、娘夫婦により管理をしています。小委員会では、転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしくお願いします。

- 議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。
- 議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第47号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定 したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。 議長 全員賛成と認めます。議案第48号については許可相当と決定します。

議案第48号 農用地利用集積計画(案)について

議長 議案第48号 農用地利用集積計画(案)について審議します。

なお、57番案件につきましては、農地利用最適化推進委員に関係する案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定を準用した議事参与の制限に該当するため、はじめに57番案件を除いて、審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

11月分の農用地利用権設定申出は、更新が38件、94筆、面積は合計で81,827㎡です。新規はすべて一般分で31件、109筆、面積は合計97,137㎡で、更新、新規合計で69件、203筆、178,964㎡です。合意解約は19,817㎡です。

令和4年12月1日設定後の利用集積面積は、合計3,111,528.94㎡ となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第48号農用地利用集積計画(案)についてのうち57番を除いた案件については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第48号のうち57番を除いた案件については、原案のとおり決定します。
- 議 長 続いて、57番案件について、審議します。

議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 事務局から説明してください。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

57番案件については、農地利用最適化推進委員の妻が関係する案件となって おり、利用権設定を更新するものです。

議 長 ご質疑等はございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第48号農用地利用集積計画(案)についてのうち57番については、原 案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第48号のうち57番については、原案の とおり決定します。

(該当委員着席)

報告第12号 専決処分の報告について 報告第13号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について

- 議 長 報告第12号 専決処分の報告について及び報告第13号 農地法第5条第1 項第8号に係る事業計画書について、事務局より説明してください。
- 事務局 報告第12号ですが、今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出7件、第5条の農地転用届出5件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

報告第13号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書につきましては、 いわゆる許可不要案件で、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が、資材置場として一時転用 を行うものです。

議 長 ご質疑等はございますか。 (質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第11回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員